

全体についての消防計画

第1章 総則

第1節 計画の目的及び適用範囲等

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、_____全体の防火管理についての必要な事項を定め、火災の予防及び火災、地震、その他の災害による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画に定めた事項については次の者及び部分に適用する。

_____内に勤務し、出入りするすべての者。

(管理権原の及ぶ範囲)

第3条 管理権原の及ぶ範囲は、**別図1**のとおりであり、各管理権原者を**別表1**「管理権原者一覧」に示すものとする。

なお、各テナントの消防計画においても管理権原の範囲を明記するものとする。

2 各テナントの管理権原者は、防火管理者の実態を把握し、防火管理者に防火管理業務を適切に行わせなければならない。

第2節 管理権原者の責務等

(管理権原者の責務)

第4条 各管理権原者は、この計画を遵守し、建物全体についての安全性を高めるように努め、次の事項について責務を有する。

- (1) 管理権原者間の協議により、建物全体の防火管理業務を適正に遂行できる権限と知識を有する者を統括防火管理者に選任（解任）すること。
- (2) 統括防火管理者に建物全体についての消防計画の作成その他建物全体についての防火管理業務を行わせること。
- (3) 統括防火管理者を選任（解任）した場合、消防機関に届け出ること。
- (4) 統括防火管理者の届出等の消防機関との連絡など防火管理上必要な事項を行うとともに、相互に意思の疎通を図り、建物全体の安全性の確保に努めること。
- (5) 建物の全体についての防火管理業務の実施体制を確立し、維持すること。
- (6) 火災等が発生した場合、自衛消防活動の全般についての責任を共同して負うこと。
- (7) 火災等発生の情報を受けた場合、自衛消防本部の設置を自衛消防隊長に指示すること。
- (8) 一部委託した防火管理業務が確実に遵守されるように相互に協力すること。

(防火管理業務の委託)

第5条 建物全体についての防火管理業務の一部を委託を受けて行う者(以下「受託者」という。)は、この計画に定めるところにより、管理権原者、統括防火管理者、防火管理者、自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

- 2 受託者は、受託した建物全体についての防火管理業務について、定期的に統括防火管理者に報告する。
- 3 受託者の建物全体についての防火管理業務の実施範囲及び方法は、**別表2**「防火管理業務委託状況表」のとおりとする。

第3節 統括防火管理者・防火管理者等の責務等

(統括防火管理者の責務)

第6条 統括防火管理者は、建物全体についての防火管理業務について、次の事項について責務を有する。

- (1) 建物全体についての消防計画の作成又は変更に関すること。
 - (2) 建物全体についての消防計画に基づく消火、通報及び避難誘導などの訓練の定期的な実施に関すること。
 - (3) 廊下、階段、避難口、安全区画、防災区画その他の避難施設の維持管理に関すること。
 - (4) 火災等が発生した場合における共同の自衛消防の組織における活動体制に関すること。
 - (5) 火災等の発生時の消防隊に対する必要な情報提供等に関すること。
 - (6) 建物全体についての消防計画の管理権原者への周知に関すること。
 - (7) その他防火管理上必要と認める事項に関すること。
- 2 統括防火管理者は、建物全体についての防火管理上必要な業務を行う場合、各テナントの防火管理者等に対して必要な事項を指示することができる。
 - 3 統括防火管理者は、消防機関等に対する全体の消防計画の届出、報告及び防火管理業務に関する記録等の保管をしなければならない。
 - 4 統括防火管理者は、建物の実態を把握するとともに、各テナントの防火管理者等と相互の連絡を保ち建物全体の安全性の確保に努めなければならない。

(防火管理者の責務)

第7条 各テナントの防火管理者等は、統括防火管理者の指示、命令を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告する。

- (1) 防火管理者を選任(解任)したとき。
- (2) 消防計画を作成又は変更するとき。
- (3) 統括防火管理者から指示、命令された事項の結果。
- (4) 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検を実施するとき。
- (5) 用途及び消防用設備等・特殊消防用設備等を変更するとき。
- (6) 内装の改修などの工事を行うとき。
- (7) 火気を使用する設備器具(以下「火気使用設備器具」という。)又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき。

- (8) 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき。
 - (9) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき及びそれらを改修するとき。
 - (10) 防火管理業務の一部を委託するとき。
 - (11) 消防計画に定めた訓練を実施するとき。
 - (12) その他防火管理上必要な事項。
- 2 各テナントの防火管理者等は、この計画と整合を図り、事業所ごとに消防計画を作成し、防火管理業務を行う。

第2章 火災予防事項

第1節 予防管理

(防火管理状況の把握)

第8条 統括防火管理者は、各テナントの防火管理者等と連携を図り、**別表3**「予防管理表」により建物全体の防火管理業務に必要な実態を把握するものとする。

(点検・検査)

第9条 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は次による。

(1) 防火対象物の法定点検

防火対象物の法定点検は、共用部分は_____の責任により行い、各テナントの占有部分は各テナントの管理権原者の責任により行う。

(2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、_____の責任により行う。

ただし、テナントが独自に設置した消防用設備等・特殊消防用設備等は、当該設置テナントの責任により行う。

イ 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、資格者又は点検設備業者に委託して、月と_____月の年2回実施する。

ウ 統括防火管理者及び当該事業所の防火管理者は、法定点検に立ち会う。

2 消防用設備等・特殊消防用設備等及び防火・避難施設等の自主点検は次による。

(1) 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、_____が定期的な法定点検（6ヶ月ごとに1回）の合間に、概ね2回以上行う。

イ 各テナントの占有部分に設置されている消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検については、各テナントの消防計画に定め行うものとする。

(2) 防火・避難施設等の自主検査等

ア 建物、避難施設、防火設備、排煙施設（設備）及び火気使用設備器具等の自主検査は定

期的に行う。

イ 各テナントの占有部分の自主検査については、各テナントの消防計画に定め行うものとする。

ウ 法定点検・検査及び自主点検・検査を実施した結果、不備欠陥又は改修する事項がある場合、各管理権原者の責任の範囲により、統括防火管理者又は防火管理者等が改修計画を策定し改修を行う。

(工事中の安全対策)

第10条 建物内の消防用設備等の改修工事、用途変更等の工事等において、関係法令の適合の確認や工事中の火気管理等の確認など防火上の安全対策に関する事項は、建物全体についての消防計画に定める事項を遵守するとともに、共用部分については統括防火管理者、テナントの占有部分については各テナントの防火管理者が工事中の安全対策を策定する。

2 統括防火管理者は、複数のテナントにわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う各テナントと協議し「工事中の消防計画」を届出させる。

(内装制限等の遵守)

第11条 本建物において改修等で使用する内装材は、関係法令で定める仕様以上としなければならない。

2 本建物内で使用するカーテン、じゅうたん等は、必要に応じて防災物品としなければならない。

(休日・夜間等の対応)

第12条 各テナントの防火管理者等は、消防計画にテナントの休日・夜間等における防火管理体制について定めるとともに、特異事項については、統括防火管理者に報告する。

(関係機関との連携)

第13条 統括防火管理者は、各種報告・届出及び自衛消防訓練等について消防機関等と事前相談等連絡を十分に行い、防火管理業務の適正な遂行に努めるものとする。

(防火管理維持台帳への記録)

第14条 統括防火管理者は、建物全体（各事業所の占有部分を除く）についての防火管理業務の実施結果及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめ、防火管理維持台帳に編冊・整理及び保管しておく。

2 各テナントの管理権原者は、占有部分の防火管理業務の実施結果及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめて防火管理維持台帳に編冊、整理及び保管しておく。

第2節 出火防止の管理

(出火防止対策)

第15条 建物全体についての火気使用設備機具等、喫煙管理及び放火防止対策など出火防止業

務に関する事項は、この計画に定める対策を遵守するとともに、共用部分については統括防火管理者、事業所の占有部分については各テナントの防火管理者等が責任を持って行うものとし、各事業所の消防計画に定めるものとする。

(従業員等の遵守事項)

第16条 本建物内の従業員等が火気を使用する場合及び防火・避難施設に対する遵守事項等については、各テナントの消防計画によるものとする。

(放火防止対策)

第17条 統括防火管理者は、放火防止対策について、各事業所の消防計画に定めるほか、次の対策を推進する。

- (1) 死角となりやすい通路、階段室等に可燃物を置かない。
- (2) 物置、ゴミ集積所等の施錠管理を徹底する。
- (3) 階段室、トイレ等死角となる場所について、必要に応じて不定期的な巡回監視を行う。

(危険物品等の管理)

第18条 本建物内へは、原則として危険物品の持ち込みを禁止とする。

第3節 避難施設等の管理

(防火・避難施設等に対する管理及び遵守事項)

第19条 統括防火管理者は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を徹底する。

- (1) 避難通路、避難口、廊下、階段その他の避難施設

ア 避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと。

イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持管理すること。

ウ 避難口等に設ける扉は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。

- (2) 火災の延焼を防止するための防火設備

ア 防火戸や防火シャッターは、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

なお、防火戸や防火シャッターの開閉位置と他の部分とを色別しておくこと。

イ 防火戸や防火シャッターに近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

- 2 各テナントの廊下、階段、避難口、避難通路、安全区画及び防煙区画の確保など避難上必要な施設等の維持管理に関する事項は、各テナントの消防計画に定めるものとする。

第3章 災害活動事項

第1節 自衛消防の組織の編成と任務

（自衛消防の組織の編成等）

第 20 条 火災等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、自衛消防の組織の本部を設置し、建物全体についての共同の自衛消防の組織を編成する。

2 自衛消防の組織は、統括防火管理者が自衛消防隊長となり統括指揮する。

3 地区隊は、各事業所の自衛消防の組織をもって編成し、その組織及び任務は、各事業所の消防計画に定める。

4 自衛消防組織の編成は、**別表4**「自衛消防組織編成表」のとおりとする。

（自衛消防隊長の任務）

第 21 条 自衛消防隊長は、火災発生時における初動対応及び地区隊の統制を行うものとする。

（地区隊の任務）

第 22 条 地区隊は通報連絡班、初期消火班、避難誘導班で編成するものとし、自衛消防隊長の指揮のもとに任務を行うものとする。

第 2 節 火災時の活動

（火災発見時の措置）

第 23 条 火災の発見者は、消防機関（119 番）へ通報するとともに、周辺に火災を知らせるものとする。

（通報連絡班）

第 24 条 通報連絡班は現場確認者等から火災の連絡を受けた時は、出火場所、火災規模、燃えているもの、延焼危険、逃げ遅れ者、負傷者の有無及び状況、消火活動状況、活動人員、防火区画形成状況をわかる範囲で確認し直ちに 119 番通報し続報として連絡する。

2 連絡状況及び情報収集内容を記録し自衛消防隊長へ報告する。

（初期消火班）

第 25 条 初期消火班は、消火器を活用して初期消火を行うとともに防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。

2 消火活動は、初動措置に主眼をおき活動する。

（避難誘導班）

第 26 条 避難誘導班は、地区隊と協力し出火階及びその直上階（出火階が 1 階又は地下階の場合は、1 階及び地下階）を優先して避難誘導するものとする。

2 エレベーター・エスカレーターによる避難は原則として行わないものとする。

3 避難誘導班は、非常口、特別避難階段附室前及び行き止まり通路等に部署する。

また、忘れ物等のため、再び入る者のないように万全を期するものとする。

4 避難誘導にあたっては、懐中電灯等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混

乱の防止に留意し避難させなければならない。

5 避難終了後、逃げ遅れた者の有無を確認し、本部隊に報告するものとする。

(消防機関への情報提供等)

第27条 本部隊は、消防機関の活動が効果的に行われるよう、次の情報提供等を行うものとする。

- (1) 消防隊の進入路及び特殊車等の停車位置の確保
- (2) 火災現場への誘導
- (3) 自衛消防組織の活動状況の報告
- (4) 出火場所、延焼範囲、逃げ遅れ者の有無、避難誘導状況、消防活動上支障となるものの有無などの情報の提供

第3節 地震時の活動

(発生時の初期対応)

第28条 地震発生時は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、自衛消防隊長は、建物全体の被害状況を把握する。

2 出火防止

- (1) 火気使用設備器具の直近にいる者は揺れを感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、電源や燃料バルブ、ガスの元栓を遮断する。
- (2) 二次被害の発生を防止するため、火気使用設備器具、危険物施設等について点検を実施し、出火防止に努める。

(避難誘導)

第29条 自衛消防隊長は、地震が発生した場合、本建物の被害状況等に応じ、避難開始の指示を判断する。

2 自衛消防隊長は、地震時の避難については、次によるものとする。

- (1) 避難誘導班へ指示し、在館者を所定の場所へ避難させる。
- (2) 収容物等に挟まれた人又は閉じ込められた人がある場合は、救出救護活動を指示する。

第4章 教育訓練

第1節 教育

(各管理権原者の取組み)

第30条 各管理権原者は、自らの防火管理に関する知識と認識を高めるため、建物全体で実施する自衛消防訓練等に参加し、建物全体の安全・安心の確保に努めるものとする。

第2節 訓練の実施

(従業員等の訓練)

第31条 統括防火管理者は、各テナントの従業員等を対象とし、火災等が発生した場合、迅速かつ的確な所定の行動ができるよう、次により訓練を定期的実施するものとする。

1 総合訓練

2 部分訓練

(1) 通報訓練

(2) 消火訓練

(3) 避難訓練

3 訓練の実施時期等

訓練の種別	実施時期	備 考
総合訓練	____月・____月	・ 通報、消火、避難の訓練の要素を取り入れた総合訓練を実施する ・ 地震を想定した訓練も合わせて実施する。
部分訓練等	____月・____月	必要に応じ実施する。

・ 訓練は、訓練指導者を指定して実施するものとする。

・ 訓練参加者は、自衛消防の組織を含む全ての従業員とする。

(自衛消防訓練実施結果の検討)

第32条 統括防火管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに訓練結果について検討会を開催し反省事項を話し合い、**別表5**「自衛消防訓練実施結果記録書」を作成し、改善に向けた取り組みを各テナントと協議する。なお、検討会には、原則として訓練に参加した者が出席するものとする。

(自衛消防訓練の通知)

第33条 統括防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ所轄消防署へ「消防訓練通報書」で通報するものとし、実施日時、訓練内容等について事業所の防火管理者等に周知徹底する。

雑 則

(経費の分担)

第34条 この計画に定める事業を行うときは、その都度協議し、経費の分担を定める。

附 則

この計画は、____年____月____日から施行する。

別表 1

管理権原者一覧

番号	事業所名	管理権原者 職・氏名	防火管理者 職・氏名	使用階等	建物所有者との関係	電話番号等
			(統括防火管理者)			

建物所有者との関係は（建物所有者、賃貸、転貸など）を記載する。

別表 2

防火管理業務委託状況表

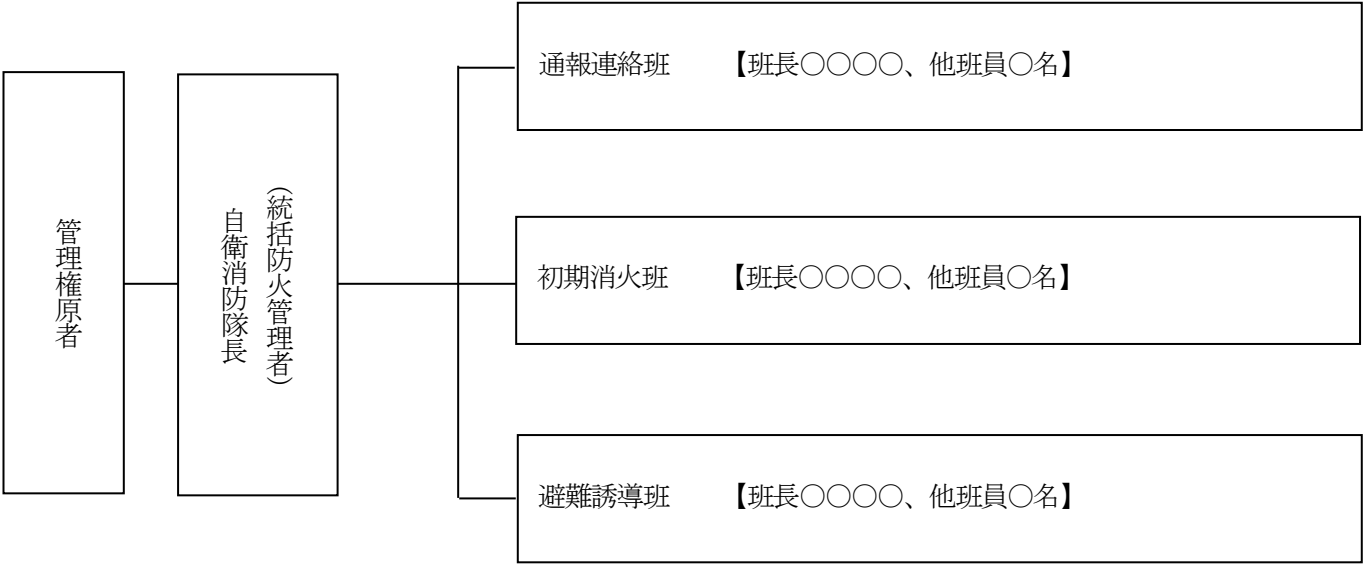
防火管理者の業務委託				
防火管理者の業務を受託した者の氏名及び住所等 〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕		氏名（名称）		
		住所（所在地）		
		電話番号		
受託者の行う全体についての防火管理業務の範囲及び方法	常駐方法	範囲	☐ 出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など） ☐ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ☐ 消防・防災設備等の監視・操作業務 ☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ 避難誘導 ☐ その他（ ） ☐ 自衛消防訓練指導 ☐ その他（ ）	
			常駐場所	
			常駐人員	
			委託する防火対象物の区域	
	巡回方法	範囲	☐ 出火防止業務（火気使用箇所の点検など） ☐ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ☐ 消防・防災設備等の監視・操作業務 ☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ） ☐ 自衛消防訓練指導 ☐ その他（ ）	
			巡回回数	
			巡回人員	
			委託する防火対象物の区域	
	遠隔移報方法	範囲	☐ 消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務 ☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ） ☐ その他（ ）	
			現場確認要員の待機場所	
			到着所要時間	
			委託する防火対象物の区域	
			通報登録番号	
			委託する時間帯	

（備考）「受託者の行う全体についての防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付する。

予防管理表

[illegible]

自衛消防組織の編成表（例）



各担当の災害発生時の任務

	災害等発生時の任務
管 理 権 原 者	1. 火災等発生の情報を受けた場合、速やかに自衛消防隊長へ自衛消防本部の設置を指示 2. 自衛消防活動の全般について積極的に把握する
自 衛 消 防 隊 長	1. 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 2. 消防機関への情報や資料の提供、消防機関の本部との連絡 3. 関係機関や関係者への連絡 4. 通報連絡班、初期消火班、避難誘導班への指示 5. その他必要な事項
通 報 連 絡 班	1. 消防機関への通報 2. 防災センターへの通報及び隣接事業所等への連絡
初 期 消 火 班	1. 出火場所に直行し、消火器等による消火作業に従事 2. 消火活動状況の自衛消防隊長への報告
避 難 誘 導 班	1. 出火時における避難者の誘導 2. 非常口の開放及び開放の確認 3. 未避難者、要救助者の確認及び自衛消防隊長への報告

別表 5

自衛消防訓練実施結果記録書

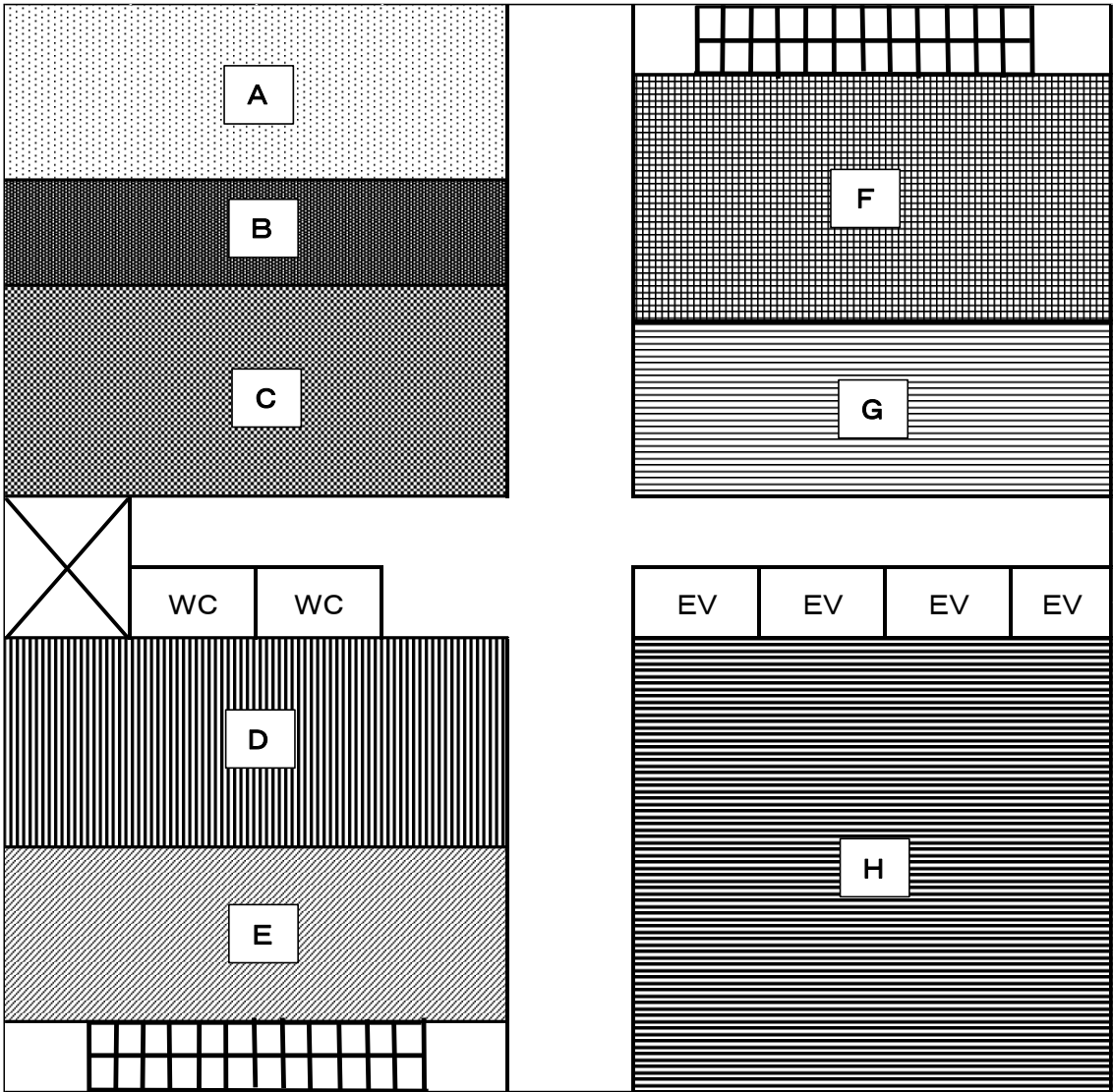
実 施 日 時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで				
実 施 場 所					
実 施 範 囲	全 体 ・ 部 分 （ 棟 階）				
訓 練 想 定 (該当する□にチェックをし、具体的な内容を記載する。)	☐ 火災 ・ ☐ 地震 ・ ☐ その他の災害（ ） 具体的な内容：				
訓 練 項 目 等 (該当する□にチェックをし、参加人員を記入する。)	☐ 総 合 訓 練			名	
	個別 訓練	☐ 消火訓練	名	☐ 通報訓練	名
		☐ 避難訓練	名		
		☐ その他（ ）			名
訓 練 参 加 者 内 訳	従業者 ・ 居住者等（ 全員 ・ 一部 ） 名 （うち パート・アルバイト 名） 参加者内訳：自衛消防隊員 名 （うち 防災センター勤務者 名、本部隊員 名、地区隊員 名）				
訓 練 指 導 者	職 氏名				
結 果 へ の 意 見	全体の評価				
	推 奨 事 項				
	反 省 点				
記 録 作 成 者	職 氏名				

備考 1. 総合訓練とは、火災の覚知又は発見から消防隊到着までの初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供などの一連の自衛消防活動に係る訓練をいう。

2. 訓練の事前計画や実施記録等を別に作成した場合は、添付しておくこと。

別図1

管理権限の及ぶ範囲（例）
【〇〇ビル□□階平面図】



占有部分	区分	事業所	管理権原者
A	賃貸	株××商事	代表取締役　〇〇〇〇
B	賃貸	△△(株)福島営業所	代表取締役　〇〇〇〇
C	賃貸		
D	賃貸		
E	賃貸		
F	賃貸		
G	賃貸		
H	賃貸		
共用部分	所有	株〇〇開発	代表取締役　〇〇〇〇